

令和2年第12回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年12月25日（金） 13時38分
出席委員 （18名）	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 恵 5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟 10番 中園 真一 11番 長崎 恵里子 12番 田代 一友 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一 19番 槐島 睦夫
欠席委員 （1名）	15番 大山 茂美
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作 グループ長 富久 亮二 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一 主 査 剥岩 泰三 主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳 主 事 鶴瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 4 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時38分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは早速本年最後となります令和2年第12回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は15番委員より欠席届が出されていますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。それでは議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	異議なしの声がございましたので、本日の議事録署名委員は11番委員と12番委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	それでは早速議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転4件、利用権設定41件、中間管理権の設定4件の計49件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が21件提出されております。これらにつきましては、各地で開催されました農地利用最適化推進会に
--------	---

	<p>において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。</p>
事務局	<p>はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転4件、筆数5筆、面積17,104㎡、利用権設定41件、筆数73筆、面積150,087㎡、中間管理権の設定4件、筆数13筆、面積12,020㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ご苦労さまでした。只今の報告について、ご意見・ご質疑等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご意見等ございませんので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成です。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p>

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請15件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1から3までを2番委員。</p>
2番委員	<p>1番から3番まで続けて報告いたします。1番。申請地は国分西小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和3年5月までの使用収益権を設定している。解約通知も提出されている。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,000㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。特記事項としまして申請人は※※歳と高齢であります。近くにいる※※歳の長男が農作業を主に行うということでした。</p> <p>2番。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,000㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。先ほどと同様で特記事項として、申請人は※※歳と高齢であります。近くにいる※※歳の長男が農作業を主に行うということでした。</p> <p>3番。申請地は川内地区コミュニティーセンターの南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,598㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。</p>

議長（会長）	同じく国分の4を9番委員。
9番委員	4番を報告いたします。申請地は重久の春山でしたので、現地調査は16番委員にお願いいたしました。申請地は春山公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,792㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の5と6を16番委員。
16番委員	5番です。申請地の内、清水の農地は玄亀庵公民館の南に位置し、府中の農地は鹿児島第一高校の北に位置し現況はいずれも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,990㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 続きまして6番です。申請地は向花小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,135㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	はい、同じく国分の7を18番委員。
18番委員	7番を報告します。申請地は国分南中学校の北側に位置し、現況は田である。申請地には譲受人の※※さんが令和6年7月まで使用収益権を設定しています。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,147㎡で下限面積要件を満たしています。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に溝辺の8を3番委員。
3番委員	8番を報告いたします。申請地は宮久公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は36,282㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園の9と10を11番委員。
11番委員	9番について報告いたします。申請地は三体小学校の北に位置し、現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,615㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。田んぼになっていましたが、水がないため畑で利用するという事です。 10番を報告いたします。申請地は有村公民館の西に位置し現況は田である。申請地には農業生

	産法人※※さんが、令和5年5月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当って解約通知が提出されています。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,893㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の11を12番委員。
12番委員	11番を報告いたします。申請地は狭名田自治公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は85,599㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の12を5番委員。
5番委員	12番を報告します。申請地は里上公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,200㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	同じく隼人の13を7番委員。
7番委員	13番を報告いたします。申請地は隼人体育館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,074㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	福山の14と15を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	14番と15番を代読いたします。申請地は大廻体育館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の株式会社※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,594㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に15番です。申請地は比曾木野地区コミュニティーセンターの南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は25,183㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。意見報告が終わりました。只今の報告につきまして、意見やご質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更2件、農用地除外2件の計4件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず用途区分変更の国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申出地は、国分隼人クリーンセンターの西に位置しており、現況は田である。用途区分変更目的は農業用施設として利用するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分の2を16番委員。
16番委員	2番でございます。申出地は、向花小学校の西に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、農業用倉庫1棟を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われ。以上です。
議長（会長）	次に農用地除外の横川の1と隼人の2を1番委員。
1番委員	1番を報告いたします。申出地は、岡村公民館の南に位置しており、現況は田である。除外目的は、山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 続きまして2番です。申出地は、宮内公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は、駐車場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」は、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので、これについて審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を16番委員。
--------	--

16番委員	1番でございます。申請地は鹿児島第一高校の南東に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は宅地分譲4区画と通路を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の2を7番委員。
7番委員	2番を報告します。申請地は隼人運動公園の西に位置し、現況は宅地である。転用目的は建売住宅4棟を建設するものである。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため、特に問題はないと思います。家庭用排水は浄化槽を通じて水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の3を8番委員。
8番委員	3番を報告いたします。申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は田である。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽を通じ流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、承認することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が7件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず溝辺の1を13番委員。
13番委員	1番。申請地はNOUSA I中部の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成30年4月頃植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺の2と3を3番委員。
3番委員	2番。申請地は宮川内公民館の北に位置し、現況は山林である。なお、昭和15年頃山林にしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。

	<p>3番。申請地は宮川内公民館の北に位置し、現況は宅地、畑、山林である。なお、平成元年9月頃造成建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の山林の一部を一体利用するもので、全体計画面積は603㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の4を11番委員。
11番委員	<p>4番を報告いたします。申請地は有村公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく牧園の5を4番委員。
4番委員	<p>5番を報告いたします。申請地は持松3区公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の6を10番委員。
10番委員	<p>6番。申請地は高千穂自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、福山の7を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	<p>7番を代読いたします。申請地は比曾木野地区コミュニティーセンターの南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	はい、只今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、1月8日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。
--------	---

	当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が27件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず国分の1を1番委員。
1番委員	1番を報告します。申請地は春山公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は仮設道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年1月8日から令和4年1月7日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため、妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分の2から4を2番委員。
2番委員	2番。申請地は霧島市消防局の西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は資材仮置場、現場事務所、仮設トイレを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年1月8日から令和3年6月30日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため、妥当であると思われる。 3番。申請地は国分敷根郵便局の北西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸店舗、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 4番。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上。
議長（会長）	次に溝辺の5から隼人の7まで3番委員。
3番委員	5番。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 6番。申請地は上野公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。 7番。申請地は松永公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地を一体利用するもので、全体計画面積は11,245㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分の8から12までを9番委員。

9 番委員	<p>国分の8番から12番までを続けて報告します。まず8番です。申請地はカトレア幼稚園の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>9番です。申請地は大穴持神社の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして10番を報告します。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番について報告いたします。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして12番について報告いたします。申請地は国分インターチェンジの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の13から16まで16番委員。
16番委員	<p>まず13番です。申請地は岩戸公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。草払いがしてありました。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は店舗用地造成を行うものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する原野を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は3,299㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番でございます。申請地は鹿児島第一高校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地と5条許可地を一体利用するもので、全体計画面積は1,436.79㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして15番でございます。申請地は豊北公民館の北東に位置し、現況は既に資材置場である。なお、平成27年頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場にすものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思</p>

	<p>思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして16番でございます。申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分の17と18を18番委員。
18番委員	<p>17番と18番を続けて報告いたします。17番。申請地は川内地区公民館の東側に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>18番。申請地は敷根地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地を一体利用するもので、全体計画面積は1,871㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の19と20を6番委員。
6番委員	<p>19番と20番を続けて報告します。まず19番です。申請地は植村駅の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして20番。申請地は二牟礼集落センターの北に位置し、現況は宅地である。なお、平成9年8月頃、ブロック塀にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の21と22を5番委員。
番委員	<p>21番を報告します。申請地は国分隼人自動車学校の東に位置し、現況は畑と一部不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に22番を報告します。申請地は市営稻荷団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の23から25まで7番委員。

7 番委員	<p>2 3 番を報告します。申請地は隼人塚史跡館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして24番を報告いたします。申請地は西瓜川原公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、倉庫1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして25番を報告いたします。申請地は西瓜川原公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人の26、27を8番委員。
8 番委員	<p>26番を報告します。申請地は日当山地区自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、また、その同意も得られている。全体計画面積は928.42㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして27番について報告いたします。申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲9区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する5条申請地を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,370㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質問はありませんか。
1 2 番委員	はい。
議長（会長）	1 2 番委員どうぞ。
1 2 番委員	はい、7番の件ですけれども、※※が資材置場という内容ですが、この間も出てきたと思います。これは何に使う資材置場ですか。災害用か何かですか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	はい、事務局の方からお答えいたします。河川の寄洲が溜まってきておりまして、その土砂をこちらの方に溜めていくということを※※の方に確認をとっております。その土砂の置場ということになります。以上です。
議長（会長）	1 2 番委員よろしいですか。
1 2 番委員	はい。
議長（会長）	ほかにございませぬか。よろしいですか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、1月8日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。それでは以上で、令和2年第12回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありますか。よろしいですか。なければ、はい、事務局。
事務局	<p>はい、2点ほど連絡をさせていただきます。まず、農業委員の改選が一点目です。農業委員の応募状況につきましては、地区推進会でもご説明いたしました。定数19名に対して21名の応募がありました。その内10名の方が認定農業者ということでありましたが、新たな任期となる5月1日までの間に認定農業者の更新を迎える方がいらっしゃいまして、その方が5月1日までの更新が難しいという状況が見えてまいりました。今月の23日にそのことがわかりました。農業委員会法では、新体制となる5月1日の時点で認定農業者が過半、19名中10名が認定農業者でなければならないということが法定要件になっております。現状のままでは、仮に今の応募者のうち認定農業者の方全員が選任されても9名で過半を満たさないということから、農業委員会として成立しないこととなります。よって、急遽、昨日の24日から1月13日まで再募集をかけることになりました。これにつきましては、市のホームページの方でもご案内を差し上げております。また、各支所の担当者の方にも伝えております。募集方法につきましては、選考委員会の前ですので、当初の定数どおり19名に対しての募集としております。募集期間は、本来ならば概ね1ヵ月とらなければならないんですけども、議会上程の関係から逆算いたしますと最大で21日しかとれず、1ヵ月より少し短い期間となりますが、正当な理由があるということで1月13日まで再募集をかせせていただいているところです。各地区で適任者と思われる方がいらっしゃいましたら、お声かけをいただければと思っております。また、推進員の方ですけれども、皆さんご承知のとおり定数に達していない地区が殆どということで、こちらも再募集になるかと考えております。なるべく早いうちからこちらも適任者がいらっしゃいましたらお声かけをお願いしたいと思います。こちらにつきましては詳細が決まり次第、皆様へはご案内させていただきたいと思っております。委員募集につきましては以上でございます。</p> <p>次にもう1点です。実は本日の午前中、県の農政部長をはじめ、関係部署の方々が市長を訪問されました。内容は農地集積・集約化についてということで来られました。農業委員会の関係としましては1・5・一絵の件で推進をお願いしますということでした。特に当委員会は、皆さんの任期が来年4月いっぱいということで、業務の区切りをつけるためにも取組を進めてくださいというようなお願いでございました。また、地域によっては1・5・一絵の話合いが始まっているかと思っております。先日、溝辺では参加者が40人を越えていたということを知っております。逆に、アンケート調査が過半に達していない地区については、話し合いに入れないというような状況もあるようでございます。昨年も1月から3月の間、皆さんが頑張っていただいて約1,000件程度の実績が上がってきたわけですが、最近本市でもコロナが広がってきているような状況ではございますが、そのところも細心の注意を払いながら是非任期中にお願いをしている分については調査を済ませてくださいということで、県の方からのご意向がありましたので、お願いとお伝えをしておきたいと思っております。以上です。</p>
議長（会長）	ほかにございませんか。よろしいですか。それでは締めたいと思っております。令和2年第12回霧島

	<p>市農業委員会定例総会を終了いたします。最後に、今年はコロナウィルス感染症により、全体会の開催やさのぼり、忘年会など、軒並み中止となり、皆さんとゆっくり話をする機会が激減いたしました。農業委員会の活動は、皆さん一人一人の活動も重要ですが、全体の連携や委員同士のコミュニケーションを図った上での活動はもっと重要と考えます。来年、コロナが一日でも早い収束を向かえ、委員の皆さんとこれまでと同様に連携を図りながら、活発な委員活動ができることを切に期待をいたしております。本年も残り僅かとなりましたが、今年1年の皆様の活動に心から感謝申し上げますとともに、年末年始をご家族そろって穏やかに過ごしいただけることを願っております。それでは、来年、皆さんと元気で会えることをご祈念いたしまして、本日の総会を締めたいと思います。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 15時31分

11番

12番

19番
